

戸開走行保護装置の設置に対する支援制度

建物が存する地方公共団体において、所有者が既設のエレベーターに戸開走行保護装置を設置する場合の費用への補助制度を設けている場合、**エレベーター防災対策改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）**による補助の対象となります。

※補助制度の有無や制度の詳細については、地方公共団体へお問い合わせください。

戸開走行による事故（平成18年）

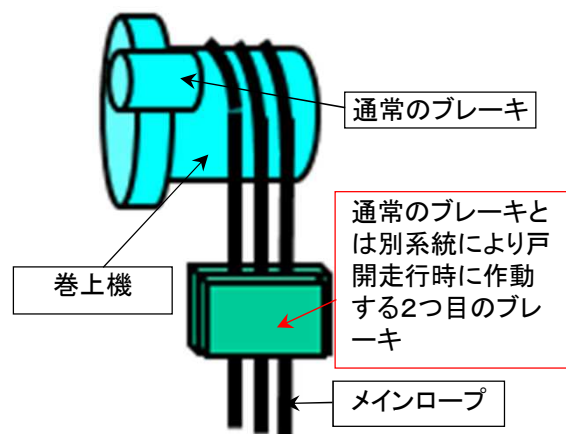
東京都港区内の特定公共賃貸住宅12階のエレベーター出入口で、高校生がエレベーターから降りようとしたところ、**戸が開いたままの状態**でエレベーターが**上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれ、死亡した。**



戸開走行保護装置の義務化（平成21年）

エレベーターの新設又はリニューアル工事を行う場合において、扉が開いたままエレベーターが動いた場合に自動的に制止させる装置の設置を義務化。

（建築基準法施行令第129条の10第3項第1号）



事業要件

- ・3大都市圏、人口5万人以上の市、耐震改修促進計画等において地方公共団体が指定する区域
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物※1であること。

※1：学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物

- ・延べ面積1,000㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500㎡）以上であること。
- ・エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。
- ・構造躯体が地震に対して安全な構造であること（耐震改修により安全な構造になることが確実であるものを含む）

国費の交付額

- ①地方公共団体による直轄事業の場合
改修に係る工事費（950万円を限度）に11.5%を乗じた額
- ②民間事業者等に対する補助事業の場合
改修に係る工事費（950万円を限度）に11.5%を乗じた額
又は 地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額